

風水害認知時における「出退勤基準」を見る前に

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル 5 命の危険 直ちに安全確保!	既に災害が発生・切迫している状況です。 命が危険ですので、直ちに身の安全を確保しましょう。	緊急安全確保 (市町村が発令) ※市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~		
警戒レベル <b>4</b> 危険な場所から 全員避難	災害が発生する危険が高まっています。 <u>速やかに危険な場所から避難先へ避難</u> しましょう。	避難指示 (市町村が発令)  ※避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。
警戒レベル <b>3</b> 危険な場所から 高齢者等は 避難	<u>避難に時間を要する人</u> (ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等) とその <u>支援者</u> は危険な場所から避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 (市町村が発令)
警戒レベル <b>2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <u>避難行動を確認</u> しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル <b>1</b>	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)



## 風水害認知時における「警戒レベル」とは？

- 「警戒レベル」とは  
水害や土砂災害発生危険度と住民が取るべき行動を「**5段階の警戒レベル**」を用いて伝えるものです。

### ■ 参考資料

- 気象庁「防災気象情報と警戒レベルとの対応について」  
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html>
- 内閣府「避難行動判定フロー・避難情報のポイント」  
【PDF:1.07MB】  
<https://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/pdf/houkoku/campaign.pdf>



**確認すれば次のページに進みましょう!!**

# 風水害認知時における警戒レベルごとの出退勤基準(従業員用)

## 警戒レベル1・2

### ■自宅区域に水害リスクがある場合

#### ○高齢者等への対応を要する者

- ・警戒レベル3以上が見込まれる場合  
勤務時間外→出勤不要、勤務中→帰宅可

#### ○その他の者

- ・警戒レベル4以上が見込まれる場合  
勤務時間外→出勤不要、勤務中→帰宅可

### ■取るべき行動

#### ○事業所責任者の承認

- ・水害リスクにより出勤しない又は帰宅する場合は事前に承認を得る

### ■在宅時の防災対策

- ・自宅区域の水害リスクを確認
- ・避難場所、避難経路を確認
- ・警戒レベル、行政発令の情報収集手段を確認
- ・不要、不急な移動の自粛
- ・持ち出し品の(防災グッズ)の確認、準備

### ポイント

この基準は風水害の警戒レベルに応じた基本的な行動基準を示したものです。状況に応じて各事業所責任者の指示を受けてください。

## 警戒レベル3

### ■自宅区域に水害リスクがある場合

#### ○高齢者等への対応を要する者

- ・勤務時間外→出勤不要 ・勤務中→帰宅

#### ○その他の者

- ・警戒レベル4以上が見込まれる場合  
勤務時間外→出勤不要 ・勤務中→帰宅

### ■通勤手段を基準として判断する場合

#### ○公共交通機関利用通勤者

- ・勤務時間外→警戒レベル4が見込まれる場合や  
主利用交通機関が運休の場合は出勤不要
- ・勤務中→運休計画発表時は運休開始までに帰宅

#### ○車両・徒歩通勤者

- ・勤務時間外  
警戒レベル4が見込まれる  
通勤経路上に危険がある  
公共交通機関(路線バス等)が運休 } 出勤不要
- ・勤務中  
公共交通機関(路線バス等)の運休開始までに帰宅

(注)公共交通機関の運休開始・再開時間等で迷えば事業所責任者の指示を受ける

### ■取るべき行動

- 水害リスク→警戒レベル1・2と同じ
- 通勤手段→事業所責任者への連絡(承認不要)
- 安全確保を最優先した行動

### ■在宅時の防災対策→自治体発令に従う

## 警戒レベル4・5

### ■自宅区域に水害リスクがある場合

#### ○勤務時間外

- ・出勤禁止

#### ○津波の危険地域

- ・帰宅禁止

### ■通勤手段を基準として判断する場合

#### ○公共交通機関利用通勤者

#### ○車両・徒歩通勤者

- ・勤務時間外→出勤禁止 } 共通
- ・勤務中→公共交通機関(路線バス等)の運休  
開始までに帰宅(徒歩・自転車通勤  
者は路線バス・社送迎バスを利用)

(注)公共交通機関の運休後は原則帰宅禁止

### ■取るべき行動

- 事業所責任者への連絡(承認不要)
- 安全確保を最優先した行動
- 在宅時の防災対策
- 所在地に関わらず命を守る行動

災害対策等の要員は、事業所責任者が別途指示する。